

第2回 特定個人情報保護評価「第三者点検」 議事録

日 時	平成26年12月1日(月) 15:00~16:30
項 目	住民基本台帳事務に関する特定個人情報ファイルの保有に係る特定個人情報保護評価について(公開審議)
出席者	審査会委員 河原会長、原田委員、櫻井委員、日高委員、松木委員 市民文化スポーツ局市民部区政課 中江係長、阿部主任 総務企画局情報政策室 新貝係長、廣瀬係長、渡邊主任、益地職員
事務局	総務企画局文書館 山本館長、浅野係長、今福職員
傍聴人	0人
内 容	

- (区政課)《中江係長がパブリックコメントを踏まえた全項目評価書の変更点について説明》
- (審査会委員) 特定個人情報の移転先が増えたということですが、パブコメの際にはその情報は開示されているのですか。
- (区政課) 情報の移転・提供先については、法令やそれに伴う事務の変更等に伴い、その都度追加変更が行われる項目です。パブリックコメントでは、その時点で確認できた移転・提供先について記載しています。今後も、法令やそれに伴う事務の変更等にあわせ、追加修正を行っていきます。
- (審査会委員) 評価書に添付された用語の説明は、これで過不足ないということですか。
- (区政課) 評価書は、公表以降も最低年一回は定期的な見直しが求められていますので、文章や用語集の修正も、機会をとらえて行っていきます。これで確定というわけではありません。
- (審査会委員) システムの名前がないものがありますね。例えば、庁内連携システムが具体的にどのようなものかというのは、どこかに定義しているのですか。定義しているのであれば、それを付記していただだけでもよいと思います。
- (区政課) 庁内連携システムについての説明を、用語集に追加します。
- (審査会委員) パブリックコメントはホームページからだけでなく、アナログ的にも行われているのでしょうか。
- (区政課) そのとおりです。
- (審査会委員) そういうかたちでのコメントはあったのですか。
- (区政課) まずパブリックコメントの方法ですが、ホームページに案を掲載して意見を求めるとともに、評価書を各区役所、出張所及び市役所1階の広聴課に置いて閲覧に供しました。
- (審査会委員) 閲覧方式によってコメントが寄せられた事案はありましたか。
- (区政課) どちらを見て寄せられたコメントかというのは分かりませんが、各拠点から評価書を持ち帰られた方もいるようです。
- (審査会委員) ペーパーベースで置いてあったということですか。
- (区政課) そのとおりです。
- (審査会委員) パブコメの意見は何件くらいあったのですか。
- (区政課) 評価書に記載している2件です。
- (審査会委員) 住民基本台帳ファイルのうち特定個人情報の提供・移転のところで、大体は庁内連携システムを使って移転を行うようですが、移転先10の母子保健事務と移転先11の健康増進事業の2か所だけフラッシュメモリを使用するところがありますね。
- (区政課) 基本的には庁内連携システムを使用するのですが、調査の結果、一部庁内連携シ

- システムとつながっていない、単独のシステムがあることが分かりました。これらは、庁内連携システムとは完全に離れたシステムで、線が繋がっていないので、フラッシュメモリを使用するということになります。
- (審査会委員) フラッシュメモリを使用する場合のリスク対策は、どこに記載されているのですか。
- (区政課) 住民基本台帳ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策の記載中、5. 特定個人情報ファイルの提供・移転の中に、データの提供・移転を求められた場合はデータ利用申請書による申請が必要であることを記載しており、申請書の中で、フラッシュメモリについてのリスク対策を確認します。なお、フラッシュメモリは、登録されたものしか使用できないことになっています。
- (審査会委員) それは誰か個人が持っているのですか。
- (区政課) 私物のフラッシュメモリは使用できません。
- (審査会委員) 使用した後のデータの保管はどのように管理されているのですか。削除されるのですか。
- (区政課) データは消去します。
- (審査会委員) 消去していることは誰が確認するのですか。
- (区政課) 情報を取得する業務所管課が、データの消去まで確認することになります。
- (審査会委員) 最終的に誰がどのように確認するのですか。
- (情報政策室) 消去の方法は、データ利用申請書に記載されており、所管課の課長の責任でデータを削除することになっています。
- (審査会委員) もしデータを紛失した場合は、課長が責任を取るとのことですね。
- (情報政策室) そうなります。
- (審査会委員) 情報の提供・移転の「⑦時期・頻度」のところで「随時」という表現がなされていますが、これは「頻繁」という意味で捉えてよいのでしょうか。
- (区政課) 随時というのは、オンラインで更新がある都度という意味です。
- (区政課) 《中江係長が「全項目評価のチェックリスト」に沿って全項目評価書の概要を説明》
- (審査会委員) 住民基本台帳ファイルのうちの情報の提供・移転の「⑥提供方法」または「⑥移転方法」のところに「情報提供ネットワークシステム」や「庁内連携システム」とありますが、「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」の中に記載がないのはなぜですか。
- (区政課) 住民基本台帳事務の中で直接使用するシステム7つが今回の評価の対象となっています。情報提供ネットワークシステムや庁内連携システムは、情報の受け渡しを行うためのシステムで、住民基本台帳事務として直接使用しているものではないので、評価書には記載していません。
- (審査会委員) 評価書全体を確認する際に、「情報提供ネットワークシステム」や「庁内連携システム」という単語が出てきているのに、住民基本台帳事務とは関係ないといわれても、それでよいのかどうかの判断がつきません。
- (区政課) 情報提供ネットワークシステムについては総務省がシステムの運用を行うため、総務省において評価の対象としています。また、庁内連携システムは今回の評価書対象となっている各システムの共通基盤となる部分であるため、庁内連携システム単体ではなく、住民基本台帳事務で使用する各システムの構成要素として、評価を行っています。
- (審査会委員) データはつながっているのだから、今回対象となっているシステムがよくて、情報提供ネットワークシステム等につながった段階でデータが漏えいするという危険はないのでしょうか。

- 庁内連携システムとはイントラネットのことだと思いますが、情報提供ネットワークシステムというのは、どのようなものをイメージすればよいのでしょうか。
- (区政課) 情報提供ネットワークシステムというのは、他の市町村と連携を行うためのシステムです。
- (審査会委員) 物理的に何を指すのですか。
- (区政課) 物理的には、国が情報連携を行うための中心となるサーバーを設置し、情報提供ネットワークシステムを使用して他の市町村と連携を行う際には、実際に情報の受け渡しの窓口になる中間サーバーに情報を置き、ここを通じて情報のやり取りを行います。この中間サーバーは今回評価の対象として記載しています。
- (審査会委員) 今後更新されていくのでしょうか、9～10ページの図の中に、他都市との連携に使用するのが中間サーバーであるという矢印はないようです。
- また、外国籍市民の方の住所の異動についての情報は「法務省」の中にあるんですね。現在は法務省から記録を取り寄せなければなりません。その情報も中間サーバーの中に含まれれば、外国籍市民の方の不便が解消されると思うのですが、改善はされないのですか。
- (区政課) 中間サーバーから情報が出力される矢印を追加します。なお、法務省とは現在は連携の対象になっていないので、現状のままということになります。
- (審査会委員) パブリックコメントでは、そのような意見はありませんでしたか。
- (区政課) 今回はありませんでした。そのようなご意見は、国の機関へのものになると思われます。
- (審査会委員) 特定個人情報の保管・消去の「①保管場所」を「本市で」といわれましたが、もし市内で地震等の災害が起きたときに、市内のデータがなくなってしまうことはないのですか。
- (情報政策室) セキュリティに関することですが、大震災等の災害を想定して、市外に物理的な媒体を保管しています。保管は、情報の取扱いについて厳密に定めた契約書を交わした業者に委託しています。
- (審査会委員) 市外ですか。
- (情報政策室) 他県です。
- (審査会委員) 例えば、小さい子どもがいる家庭で、親のみが転居して住民票を異動した場合、子どもの情報も異動するのですか。
- (区政課) 転入先の市町村で、親のみが転入する旨の届が提出されれば、親のみが記載された住民票が作成されることになります。そのような場合に、子どもの情報もあわせて異動することはできないと思われます。
- (審査会委員) 子どもの虐待の関係でお尋ねしました。子どもは祖父母に預けて親のみが転居したということで、親の転入届が受理されていることがあると思いますが、結局子どもがどこへ行ったか分からないというケースが増えています。今回のシステムでは、そのようなケースについて調査することは難しいのでしょうか。
- (区政課) 国の制度設計があれば、個人番号を利用した調査等が検討され、今後何らかの形で有効活用できる可能性もあると思われます。
- (審査会委員) 特定個人情報の入手・使用の「①入手元」の「本人又は本人の代理人」とは、法定代理人のことですか。それとも、委任状による代理人のことですか。
- (区政課) 委任状による代理人も含めた代理人のことです。
- (審査会委員) 本人確認情報ファイルのうちの特定個人情報の提供・移転の提供先2について「⑥提供方法」が電子記録媒体とありますが、都道府県に提供するのですか。

- (区政課) 概ね年一回、情報のチェックを行うために、電子記録媒体に情報を入れて県に持参しています。
- (審査会委員) CD等に入れて持参するのですか。
- (区政課) そのとおりです。
- (審査会委員) 送付先情報ファイルについてですが、個人の情報を住民基本台帳システムから入れるということですが、「①入手元」になぜ「住民基本台帳システム」と記載しないのですか。
- (区政課) 「入手元」は機関という意味なので、自前のシステムを使用するため「自部署」と記載し、「②入手方法」に「住民基本台帳システム」と記載しています。
- (審査会委員) 中間サーバーに移される情報はどのようなものですか。
- (区政課) 中間サーバーには、世帯主や続柄等の世帯情報のみを格納し、氏名・性別・生年月日・住所の4情報は格納しないことになっています。
- (審査会委員) 同一世帯に誰がいるかという情報だけが中間サーバーに格納されるということですか。
- (区政課) 世帯の中の関係がどうなっているかという情報だけが格納されます。
- (審査会委員) 同居していなくても家族であれば含まれるのですか。
- (区政課) 世帯単位なので、同居している人だけが含まれます。
- (審査会委員) 生まれたばかりの子の情報はどのように管理するのですか。
- (区政課) 住民基本台帳ファイルが届出によって作成されるので、戸籍の届出があれば住民票が作成され、マイナンバーが発行されることとなります。
- (審査会委員) 届が出るまでは発行されないのですか。
- (区政課) そのとおりです。
- (審査会委員) 亡くなった方の場合も、そのことが誰にも知られずに届が出されなければ、そのままになるということですか。
- (区政課) 同様に、市としては届出がなければ把握できないということになります。
- (審査会委員) 母子手帳の管理はしないのですか。
- (区政課) 母子手帳の管理をするかどうかについては、業務を担当している部署でないと分かりません。
- (審査会委員) 収集した個人情報本人に確認してもらうことになると思いますが、49～51ページの項目全てについて、誤りがないか確認してもらうのですか。
- (区政課) 住民基本台帳については届出がありますので、その内容を確認していただくこととなりますが、ここに記載されている記録項目の一部となります。残りは、住民票の異動に伴い取得した国民健康保険等の資格情報などとなりますが、これらは本来の業務所管課が管理するので、そこまでの確認はしません。住民情報の確認のみです。
- (審査会委員) リスク対策についてはシステム上担保されているとのことですが、担保されているかどうかを誰かが確認するのですか。
- (審査会委員) 本人から確認してもらうしかないのではないのでしょうか。
- 最大のリスクは、情報を入力する際の担当者による誤入力なのではないですか。
- (区政課) 入力の際には、入力する者と内容を確認する者とで二重にチェックすることとしています。また、システム上でも、ありえない情報があればエラーの表示をするなど、誤入力を防ぐ対策をしています。
- (審査会委員) 情報の入手や使用に関するリスク及びその対策は、基本的には共通しているところが多いようです。
- (審査会委員) これは全国的に統一されたシステムなのですか。

(区政課) 評価書は、特定個人情報保護委員会が定めた様式に基づいて作成しています。評価の方法なども委員会が定めたものに沿って行っています。対象となるデータの量に応じて評価書のレベルは異なりますが、対象人数が30万人以上の場合は全項目評価となります。

(審査会委員) 数で評価書に段階があるということですか。

(区政課) 多くのデータを持てばそれだけリスクが高まるので、評価書の内容も細かくなっています。

(審査会委員) 他市町村との情報のやり取りがあるわけですから、ある程度共通のものでないといけないですね。

(区政課) 自治体の規模の大小によって難易度が異なることにはなりますが、評価自体は必ず全市町村が行って、問題ないことを確認します。

(審査会委員) システムの操作履歴を確認して、不正な操作がないことを確認するとありますが、誰が確認するのですか。

(区政課) 毎月一回サーバーからログ情報を抜き出して、システムを使用している各部署に送り、例えば業務時間外の使用や同じ人の情報に何度もアクセスするなどの不審なアクセスがないかを確認しています。

(審査会委員) 現場のトップが確認するのですか。

(区政課) 課長が確認します。

(審査会委員) 以上の審議でご意見が出尽くしたようですので、第三者点検についての答申案の方向性は「全項目評価書の内容を適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載は保護評価指針に定める実施手続等に適合し、保護評価の目的等に照らし妥当である。」としてよろしいでしょうか。

ご異議がないのでこれで決定します。

以上で、住民基本台帳事務の特定個人情報保護評価の第三者点検を終わります。